

令和4年度 第2回太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和5年3月9日（木）14：00～15：30

場 所：太子町役場3階 第1会議室

参加者：土屋会長

伊庭副会長

斧田委員

内田委員

関戸委員

羽田委員

上簀委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

事務局：太子町政策総務部住民人権課

小角部長

木村課長

筒井課長補佐

太子町教育委員会事務局教育総務課

矢野学務指導担当課長

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

（1）第2次太子町人権行政推進プランの取組について

（2）その他

4 閉 会

1 開 会

【進行役：木村課長】

2 委員紹介

・進行役より、委員10名と事務局職員の紹介

3 議 事

【土屋会長】

それでは、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。まず、議事の1番目、第2次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明をお願いします。

(1) 第2次太子町人権行政推進プランの取組について

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、第2次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【斧田委員】

はい。実は前回の時もね、これの中で気になった点で、特に福祉的なものについての、この人権での取り扱い方っていうんですかね。特に件数なんかにしても、障がい関係なんか特にほとんど、障がい者の就労というか、障がい者の方が実際に仕事に就かれるための、そういう内容であっても、それが人権の件数として挙がってるということがね。これは、正確な人権問題についての数値なのかどうかなっていうところがちょっと。あと、それ以外のところでもね、事業内容自身はあくまでも障がい者の施策としてやってる件数が、ここでは人権の数値として担当課から多分挙がってきたから、こういうふうな形になってるんじゃないかなとは推測はできるんですけども。それがまあ言えば、人権の実施回数とかと、果たして繋がるのかって言うのがね。ちょっとすごく気になったところなんです。

【事務局】

はい。人権の事業を取り組むということは、分かる形や見える形では啓発や研修会などを行う。人権の事業を進めるのはそういう形になるかと思うんです。ただ、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランを作った時のことですけど、皆さんがお持ちの冊子の4ページのところに、計画の位置付けというのがありまして、太子町では、総合計画が最上位計画

で、その下に各種計画があります。その各種計画の根底になるものが、人権行政基本方針。まず、人権行政基本方針が一番底辺を支えている、各種計画のベースになっています。さらに人権行政推進プランは、各種計画を横断しています。各種計画を立てて事業を進めていく中でも、この人権行政推進プランの中に網羅しようとしてしました。要するに、直接それをやったからというて、人権なんか。そう問われると、はいそうですよとは言えない。もちろん各担当課の事業は各担当課の事業であります。ただ、その根底には人権があります。また、目標値として、各担当課から数字が挙がってきているところは、全部拾い挙げています。具体的な取り組みのところがこの推進プランの中にも書いてあるように、どうやってこの人権行政を進めていくのかっていうようなこと。この具体的な取り組みを各担当課が、取り組むという形にしています。

そのような中、人権と福祉というのはどうしても密接にリンクしてきます。重層的支援体制整備事業ですけども、誰もが、すべての人を見捨てない、拾い上げていくというところから、この事業も人権のところに位置付けています。地域福祉計画の中にも、地域生活課題のところで、子ども、女性、障がいのある人、高齢者、同和問題、部落差別、外国人、性的マイノリティなどの人権問題の解決に向けて、人権相談活動の充実、強化を図りますとしています。人権侵害に苦しんでいる人たちのことを、地域福祉計画の中でも、ちゃんと位置付けをしています。これは福祉、これは人権というふうには、離せないものと考えています。

【宮前委員】

はい。そうですね、事業をやっていく上でベースになっているところというのが、結局そういう人権についての意識がないと、仕事をやっていく上でも、支障が出るような部署のものだということについては、理解できます。

それと説明された、重層的支援体制整備事業であれば、資料 3 のところで挙がってるのでは、高齢者の人権しか上がってないんですけれども。この重層的でいくと、障がい者や子どもであったりとか、そういうふうないろんな面での、取り組みが多分、福祉サイドの方でもやられてるかと思うんで。今回、とりあえず高齢者だけでいいのかどうかというか、ちょっとそこら辺もね、こういう重層的っていうふうな形で言っていくのであれば、多面的な部分での、取り組みっていうふうなところで上げていかれたらどうかなと思います。

【事務局】

担当課と協議させていただきたいと思います。

【谷口委員】

保健センター対応ということで、18 歳になるまでという中で、高校生もしくは中学校を卒業して、いろんな形で就学が続けられなくなる子どもさんとか、いろんな方がおられると思うんですけど、そういう方々の相談があるのかどうか。

【事務局】

今、件数を把握していませんが、あるのは聞いています。

【宮前委員】

はい。先ほど斧田委員がおっしゃったのは重層的支援体制整備事業で私も意見が同じでして、ここは、対象が社協さんですかね。社協さんが実施主体と指定されているということであれば、高齢者だけ上がってくるって、私は逆に不思議だったんですね。ええっと思って不思議だったのと、困難を抱える女性の支援法。令和 6 年から困難を抱える女性たちの支援をするって法律が施行されて、市町村も対応していかないといけないので、その中にはいろんな、女性というところで、もう横断ですので、やっていきなさいってところも入ってきていると思うので、それがどう重層的と絡んでくるのか。それで、もちろんDVとか全部入ってくる権利への侵害ってということも人権侵害ということも入ってくるので、そのあたりを、今すぐどうというわけではないんですけど、担当課ともやはり協議をしていただきたいなっていうお願いがあります。

もう一つあるんですけど。教育委員会の方が今回来てくださってるということでお伺いをしたいと思います。資料1のところで、これまでの取り組みにおける具体的な成果というところで書かれている部分で特に教育総務課の方が主管課で抱えているところは、例えば3ですね、3の子どもの人権のところで、具体的な成果が町立の小中学校児童生徒というふうに書かれていて、その上のあたりとかだと何人とかかそういったものが入っているんですが、例えば3、4とか、5になるとまた理解が深まったっていうふうになるので、対象しか書いていない辺りですね。どのように成果として見られたのかっていうのをお伺いしたい。あと、これは、次年度以降、教育総務課だけではないんですが、どのように成果っていうのを表していくのかがいいのかっていうことで、例えば5番の理解が深まったっていうのは、何をもちって理解が深まったというふうにおっしゃっておられるのか、例えばアンケート取られて80%ぐらいはみんなよ。こんなふうなことがあったからっていうようなら、その辺りもお書きいただけたらと思いますし、逆に言うと、他のところも人数が書かれていますけど、人数で良しにするとか。人数で良しだと思うんで、目標値の人数がありますので、なんかそのあたりのちょっと整理を来年度報告していただける時にはお願いはしたいかなと思いました。

もう一ついいですか。あと、これはですね、担当課の方にちょっとお伺いをしたいんですが。こうやってこう総括する取り組みですね、人権の推進プランっていうのは、Plan、Do、Check、Actionをやって、計画して、総括してまたやるというこのサイクルをまわしましょうということだったんでそのチェックをするという取り組みをされてみて、何かが変わった、役場内での変化とか、何かお感じのようなところがあるのか。せっかくこれを書いてもらうだけでも大変なことだと思うんです。せっくなのでこれをどう次年度に生かしてい

かれるのかみたいな。例えば、連携会議のようなところで話し合われるのか、なんか会議の資料作られるだけにしては、本当にお忙しい中、皆さんされるのは、もったいないので。これをどう生かしていかれようと思われてるのか。その辺りのめどで結構ですでお聞かせいただければと思います。

【教育委員会事務局】

はい。教育委員会関係のことで、本当に今ご指摘の通りでございます。この表の中で記載していく中で、どのように書いたらいいのか正直、なかなか難しい。それこそ、書くとなると枠の中に入らないぐらいの、取り組みや成果という形になりますが、例えば、学校教育における人権教育というのは学校教育計画で、一覧表として何年生のときにどのような形を、何月にはこの授業を行って、それぞれのその授業は、何週間分のものであって、その時間の指導案があって、という細かいことが実は決められてるという状況の中で、人権教育が進められております。

もう 1 点としましては、学校教育全体で、学校生活全体で人権教育を行っていくということです。例えば、休み時間に子どもが、ちょっと差別的な発言をしたとか、いうことがあったときに、果たしてそのあたりをどのように対応していくのか、そういった発言があった時にどのように、今後人権教育を進めていくのか、ということを職員会議で話し合うなど、いろんな対処が求められるというのが現状でございます。その中で、例えば、この具体的な成果の中で「理解が深まった」という形で記載させていただいておりますのは、授業後に振り返りアンケートをとっております。その中で子どもたちの回答の中で、差別はいけないことだと思ったとか、差別があるんだということを知ることができたとか、そのような意見が見られるということですが、差別がいけないことだということを、「よくわかった」、「わかった」、「わからなかった」のようなアンケートのとり方をしていないので、いわゆる数値ではなかなかあらわしにくいと思っております。このように記載させていただいておりますのは、子どもたちの意見の中でそういった意見が非常に目立ってきたことで、学校からの回答をいただいているという記載でございます。なので、実際、学校教育計画の中の人権教育など、学校として見直したものを教育委員会として報告を受けながら指導という形にはなりますけどもきちんとそれが実施されているのかどうかを教育委員会としては見ていくという形で、指導しております。子どもたちの普段の人権的な感覚というのは教職員の人権感覚にもよると思います。例えば、その差別的な発言が休み時間にあった後で、教職員がそれを拾い上げなければ、先ほど斧田委員がおっしゃったように、ケースとして上がってこないというのは、差別事象がありながらもケースとして上がってこないということが、もしかしたらあるのかもわかりません。そういったところを一つでもきちんと拾い上げていくためには、教職員への研修がかなり大事なものと思っております。そういう観点でも、全体的な人権の差別事象なども含めて、教職員に研修していくということに重点を置きながら普段の教育活動の中でしっかりそれを拾い上げていくよう指導しておるところです。すべてを拾

い上げるということは不可能かも知れませんが、一つでも多く教職員が、人権的な、差別的な発言等を拾い上げていけるように、取り組みを進めておるといったところです。以上です。

【事務局】

これまでの取り組みにおける具体的な成果の整理ですが、計画策定段階に戻るんですけども、人権に関する分野では、ここまでの計画を作ったことがなかったところから、手探り状態の中で、この計画を作ってきました。もちろん、委員の皆さんもよくわかっていただいていると思います。資料1の調査票の中で、その具体的な成果をどうやって挙げていくかっていうところが、最初から手探り状態の中で、ものすごい課題になっています。これも各担当課に言うと、何を書けばいいのかと言われるんで、とりあえずやってみようというところから始めています。そこでやっぱりこういった表現、書き方とかで、ばらつきが出てきてる中で、一定、整理はしていかなければならないというふうに考えてます。この審議会を出していただいた意見等を踏まえて、ここの成果のあり方、そういったところを今後、整理していきたいというふうに考えています。

また、この具体的な取組調査票を作成するにあたって、聞き取りもしてます。ただ、それをなぜするかというと、これもちょっとなかなか言いにくい話ですが、職員自身が人権と思っていない、ということからです。何でうちにこんな聞くの、なんでうちの課が答えなアカんの、というようなのが圧倒的に多い。第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの17ページ、第3章基本理念と基本方針。まず人権行政の考え方を整理しました。端的に言いますと、自治体行政は、人権行政であるというふうに、太子町では整理しています。ですから各課の各事業が、太子町の施策も、すべて人権行政です。それに基づいて行っているというところが、職員にヒアリングしてるときは、職員に対する啓発に繋がっています。それから、もちろん住民さんにも示していけないといけないんですが、職員自身がわかってない。事業の根底に人権があるというところがわかってないと、その事業の本質に繋がらない。というところを、実際、啓発する意味を込めて、資料1の調査票を作っています。これも令和3年度から始まって、前回9月に令和3年実績を作ってみて、今回、令和4年度の見込みをみたのは、令和5年度どうやって取り組んでいくかっていうところのために作りました。もちろんこれがすべて完成ではないので、このように審議会の中で意見いただいて、この取り組みの状況などを示す。示し方ですね。そういったところを、また、ブラッシュアップしていければ、と考えています。

【宮前委員】

はい。私がもう一つちょっと申し上げたかったことをもうすでにされていたので。というのも私、他の自治体でもこういった審議会委員をさせていただいて、やはりこういう形で計画のチェックをされると同じことをおっしゃるんです。何でうちに人権、関係ないやん。

例えば、ごみの収集のところと人権で何があるのか。なんですけど、まさにおっしゃっているように、その自治体行政自体が住民の幸せを実現していくお仕事であるならば、地方自治法にもあるように、皆さんの仕事っていうのは、人権なんだっていうのをヒアリング等で本当に啓発っていうか、庁内で理解をしていただくような、仕組みを作っていただきたいというのを次に発言をしようと思っていたことはすでにやっていただいて、とても大変やと思うんです。多分お忙しい中、各課に、向こうも嫌がるだろうし、でも、ぜひそれは委員としても強く続けていただきたいということを発言させていただきたいというふうに思います。多分そうしないと、その方達が施策を作るので、役所と地域がやっぱり一緒になっていけないというか、そのためにも、ぜひちょっと苦勞でしょうけど、お願いをいたします。ありがとうございます。

それと、今お話いただいたように、役所の方でっていうお話はすごくいいことだと思うんですね。あと、矢野課長がいらっしゃるのでお願いしたいのが、やっぱり学校の先生に対しても、是非とも行っていただきたいなと思います。子どもとそれから保護者の関係とかいろいろ出てきます。ですから、よろしく願いしたいと。

そしてもう1件ですけど、障がい者というのがありますがけれども、例えば、身体的障がいとか、それからそういう目に見える部分と、あとは全然、ぱっと見た感じではわからない。後天的に起こった病気とかね、なかなか辛いっていうような場合もありますので、そこら辺の理解を得られるようにやっぱり努力していただけたらなと思います。

ほかに、行政の役場役所それから今、おっしゃったように教育現場のというふうにおっしゃられてたら、もう一つ社会福祉協議会での人権意識っていう職員さんに対しての、それもあるかなというふうに思うんです。特にいろんな施策事業をなさってるので、今、特に社会福祉協議会では、高齢者、障がい者が主に対象になって、女性も子どももほとんどいないので、その辺、職員の人権研修をやっていただけたら嬉しいなと思います。

【事務局】

はい。今社協のお話を出していただいたんですけども、そこは社会福祉協議会の局長とよく話をしまして、課題であるというふうに認識しています。人権協会の研修やフィールドワークに社協局長も参加していただけていて、やっぱりこういうことは、社協の職員全員に知ってもらわないといけないし、もちろん部落差別の問題だけでなく、様々な人権侵害の課題を研修に取り組んでいきたいと思うので、町の方も協力してください、というふうに言われています。来年度以降、そういった研修の場に、社協の職員も参加してくれるというふうになっています。

【伊庭副会長】

今ずっと話聞いてましたら、役場の中とか、社協の間ということで、住民との接点がなかなか見えてこない。住民の中での成果が上がってきたらどんなことだったら成果になるん

かという具体的なこととか、そんなことが、もうちょっと明確になったらええかなあと思うんだけど、なかなか難しいですよ、住民参加って。役場のやってるいろんな事業に対して積極的に参加する人もおれば、全然ノータッチで何も知らんっていう人もおる中で、どんだけ人権を浸透させていくかっていうのはすごい難しい問題だと思うんですけどね。その辺、もうちょっと、なんか出してもろたら、僕らにもその人権っていうのがちょっと見えてくるんかなと思うんですけど、難しい話ですよ。

【事務局】

そうですね、なかなかその人権が浸透してるのかどうかっていうのは、啓発しているだけとか、研修、講演会をする。そんなだけでは、なかなかわかりにくいところです。この計画を作った時、作ってる段階ですけども、やっぱり定点観測をしないといけないっていうところで、住民の意識調査というのをまずこの計画を策定する時にしました。その意識調査のスパンですね。どれぐらいの間でやったらいいかというようなことを、大学の教授で統計的に専門に取られてる先生のところに相談して、その中でやっぱり、最近は5年に1回は住民意識調査を定点観測していくといいと。住民さんにどう伝わってるか、住民意識がどう変わってきてるか、人権がどう変わってきてるかっていうところは、意識調査でしかわからないというふうに今のところは考えています。そこに繋がるように、ちょっとずつですけども、啓発をしていったり、研修会を開いたり、講演会開いたり、というふうな形で、人権担当課としてはしますし、各事業担当課は、職員自身が人権を根底に持った上で事業を進めていく。そういうところで、住民さんに伝われば、意識調査したときも、数字に表れてくるんじゃないかなというふうに考えています。

【宮前委員】

はい。関連をしてよろしいでしょうか。伊庭委員がおっしゃったこと、まさにそうだなと思って、見えにくいっていうか、ほんまにこれやって、多分職員さん自身が、これどうなんだろうなっていうところもあると思うんですけど、例えば意識調査っていうのはあくまでも数、いわゆる量的調査ですので、質のような、例えば今、教育委員会の方からおっしゃっていただいた、この資料1-5で言ったら、理解が深まったっていうのはそのプラスの思考というか、人権の問題に対してプラスの思考がやっぱり増えたっていうことを、先生方が実感されたからこれを変えた。こういう内容なんですっていうような。少しストーリーというか、その時の情景がわくようなストーリーで、そういう量的な、質と量みたいなところで、例えば書ける範囲とか、そういう事例がありますか、みたいな。各課に照会をかけるときに、これをやることによって何か住民さんの変化であるとか、対象者さんの変化、あるいはその職員がその変化だと感じたこと、それもプラスの。というのが書ける範囲で。ただそれが膨大なんで集めるのもあれなんで、短文でいいので、とか一言でもいいので、みたいな形であげていただけると。こんなふうにイメージがわくので。もし、それ以上だったらちょっと教

えてくださいっていう話にもなるかもしれませんが、多分そんな方法もあるんじゃないかなとは思います。それをされてる職員さんも確認をすることでやっぱり自分たちがしてる事業っていうのが、何か、普通のところへ水をまくような仕事じゃなくって、それが毎年積み重なることで、やっぱり変わってってるなっていうのは職員自身も、感じていただけると、やりがいというか、この審議会でせっかくの、私は町外の人間ですけど、皆さん町民の方がいらっしゃってるので、そしたらこの部分、私らも一緒にやろうとか、なんかそんな話がここでもできたら一番いいのかなとは思ったりもして、点の必要性ということが、この議題に上がっておりますけども、この場にいらっしゃる皆様方は、ある意味その接点となりうるキーパーソンばかりと私自身そう考えておりますので、もう本当どんなことでも気づいたことなどあれば、ぜひぜひご意見いただければと思っております。

【羽田委員】

はい。私の場合なんですけれども。私は、まずわからないことは知りたいと思うんですよ。それを行動にやってみようと思うんで。それが例えば役所の場合だったら、何課、何課ってあるんですけど、それを繋いでいきたいなっていうのがあるんですね。知るということは、今度こういうことをしてますっていうの、みんなでお話できるわけですよ。そういう仲間を増やしていきたいのって、活動して、昨日もそうなんですけども、SASAE 愛太子のその部分で、プラスワンっていう集会がコロナ禍でなかったんですけども、あったんですね。そしたら人数がすごく多くって。ですが残念なことに、やっぱりご高齢の方が多い。だから、もうちょっと若い方が増えてくださったらいいと思うんですが。ただ私は民生委員もしてますが、見るとやっぱり民生委員の人もたくさんいらっしゃるんですね。だからそういう人たちの声をやっぱりいろんな場所で、届けて行って、関連してることっていうのはすごいたくさんあるので、そういう活動を続けたいなと。

紙面に並べるとこんなにたくさんの相談窓口、相談事業っていうか、相談に繋がるようなことが、太子町の中であるんだなっていうふうに感じたんですけど。皆さん全部知ってらっしゃいましたか。知る機会なんか多分、ないと思うのでぜひそのあたりも、なんかどうやって、お知らせるっていうのはすごく、他の市町村さんでも難しいっておっしゃってるんですよ。広報では書いてないけどなあ、みたいなのおっしゃったりもするんですけど。やっぱりお知らせをしていくっていうのも、例えば、皆さんのネットワークでされてたりとか、町の方にこんな工夫があるんちゃうか、とかっていうのも含めて、地域性とか方法とかをわかってない人間ですので教えていただけたら。

【土屋会長】

ありがとうございました。

それでは、議事の2番目、その他ということで、事務局から何かありますか。

(2) その他

【事務局】

はい。大阪府インターネットの誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例を紹介いたします。

大阪府インターネットの誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について

・事務局より説明

【土屋会長】

ただ今、事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

【宮前委員】

はい。一点お願いがございます。このモラル教育をやっていくっていうのは、同意賛成の立場で、発言等ご理解ください。まずは、そのモラル教育を行っていくときに、いわゆる道徳のような、もちろん大事ではあると思っています。ただ、それだけでは、例えば皆さんご存知というか、記憶に残っておられるかどうかわかりませんが、22歳の青年が、インターネットのY o u T u b eで在日韓国朝鮮人の方たちは、例えば、特権があると、悪いこともしてると。この数ヶ月後には、愛知に行って、県民団体の本部への放火で、それではあんまり騒ぎにならなかったのが、京都の朝鮮の人たちが集中してるだろうという地域で放火をするというような事件を起こして、その刑が確定したのが今年の8月なんですけど、求刑通り懲役4年。珍しいです。珍しいですけど、だいたい八掛けぐらいで、刑が確定するらしいんですけど求刑通り4年の刑がおりたということですが、やはりその道徳だけでは、難しいような、そこで抑えられないような、本当に人を傷つけたり、人を殺してしまったり、というなこともやっぱり起こっておりますので。そういったことも踏まえた内容にしていきたいと思いますし、特にお子さん、子どもとかに、そういう教育とかを、学校でもされてると思います。今の回転寿司とかのペロペロ事件じゃないですけど、した子は悪いと思います。だけど、本当にものの数時間でその子の学校、もう住所から顔から、家の状況から全部ネットで、明らかになってさらされて、というようなことが起こっていて。そうやって考えていくと、その人もその子も被害者になるのかなと。だから加害者、被害者にもなんですけど、そのあたりもきっちり、ネットでやるっていうことがこうで、明らかにしていってということがどういう意味を持ってるのかっていう辺りも。大人もそうなんですけど。ぜひ、ちょっと具体的に、単なる行動とかで傷つけるからやめましょうね、だけではなくって、具体的な研修をしていただきたいなというふうにちょっと希望を申し上げさせていただきます。

【斧田委員】

先ほど、伊庭副会長の方からもあった部分も含めてなんですけれども。ちょうど小角部長も在席してもらってるんで。特に、こういう審議会の中で、人権について言えば、担当課だけではなく全庁的な形で、本当に取り組んでいく部分で、やはりそういう視点で職員の方も、普段の業務から取り扱うっていうのか、いろんな見方をしてもらうことで、是非とも進めていただけるように。こんな言い方して申し訳ないんですけども、行政の中で、是非ともこういう基本的な部分。特に住民の方が、行政に対して本当に何を望んでおられるのか、そういうふうな視点にも繋がってこようかなと思うんですよね。なかなかそれを見いだすのは難しいことか分からないけれども、やっぱりみんながそういうふうな目でちょっとずつ見ていけば、住民さんにも優しくなれるかもしれない。職場の中で、職員の皆さん自身もいきいきと頑張っていこう、というふうな職場になってもらえるようにね。是非とも取り組んでいただけたらと思いました。

【土屋会長】

ありがとうございました。

それでは、他に何かございますでしょうか。時間も迫ってきておりますけれども、せっかくの機会ですので、何か最後にもう一言という方おられましたら、お願いいたします。

【松本委員】

はい。勉強させてもらうばかりで。今日のお話の中でも、このプランを作っていた段階とか、いろいろお答えされてたんですけども、やっぱりでき上がってからも、前回と今回のところも踏まえていく中で、何か今まで、自分の勉強不足なんですけど、見えてなかったものがね、見えてきた。先ほど、いろいろご意見が出てきてたように、私にとっては、何か今までよりも、こう見えてきたものっていうのがすごくあって、これだけの資料をこんなに多く作られるの、どうやってこれだけでも把握しやはったのかと思って最初聞いてたんですけど、今の話聞いてたら、各課とのいろんな対応で、何でうちがみたいなのがありながら、それをそうされていく中で、さっきの表の横の繋がりにっていう横断的な部分とかを、させている。なんていうのがね、すごくよくわかりましたし、私にとっても、何かいろんな課題が見えてきたっていうか。前回と今回の会議を踏まえて、正直これでき上がってから、こうチェックしていくって言ってられたんですけど、密着していくのかなという、そういうふうに思ってたして、大変だなと思ってたんで。何かだんだん私としては、こんなふうにながら、また手探りで、手探りから今より一歩ね、前へ。これが作られたことで進めていただきたいということやったんやなって。何かどっかですごく今日納得してます。ありがとうございました。

【土屋会長】

他にございますでしょうか。

【羽田委員】

はい。私は初めてだったので、まず、最初に伺ったときに、参加女性がもう圧倒的に多い。それがすごく新鮮でした。だから今までと雰囲気が違うのでね。またいろいろと勉強させていただきたいと思います。

4 閉 会

【土屋会長】

ちょうどいいお時間になりましたし、今回、斧田委員、松本委員、羽田委員からも、すてきなお言葉をいただきまして、本日はこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

次回の審議会は、9月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。